

大分大学大学院工学研究科博士後期課程学位授与判定委員会内規

令和5年6月14日制定
令和5年工学研究科内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院工学研究科専門委員会細則（令和3年工学研究科細則第1号）第5条の規定により、大分大学大学院工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）の学位授与の判定に係る事項を審議するために設置する、大分大学大学院工学研究科博士後期課程学位授与判定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学位授与の可否に関する事項
- (2) その他学位授与の可否に関し研究科長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究指導委員長
 - (2) 研究指導委員会委員（研究指導委員長を除く。）
 - (3) 研究指導委員会委員が所属していない理工学部プログラムの博士後期課程研究指導担当教員 各1人
 - (4) その他研究科長が必要と認める者
- 2 前項3号及び第4号の委員は、研究科長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究指導委員長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の全員一致で決するものとする。

(代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、大分大学学位規程（平成16年規程第71号）第6条第1項に規定する学位論文審査委員会の委員長を委員会に出席させ、当該委員会の審議内容の報告及び意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定め

る。

附 則

- 1 この内規は、令和5年6月14日から施行する。
- 2 この規定の施行後、最初に指名される第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。